



中間とりまとめ以降の検討テーマに係る関係資料

**厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ関係

市町村における協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方

中間とりまとめの記載

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

(3) 地域連携ネットワークづくりの主体

- 次期計画においても、同様の考え方の下、地域連携ネットワークづくりを進めるとともに、地域連携ネットワークを構成する協議会等及び中核機関の整備・運営については、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- 協議会等及び中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

(4) 市町村の役割

- このことは、中核機関及び協議会等の運営を委託等した場合であっても、同様であり、市町村は、中核機関と定期的に情報交換や意見交換を行うとともに、協議会等の開催や参加を通じて、当該地域における権利擁護支援に関する地域課題の把握に努め、その解消に向けて関係者との協力関係の構築を図ることが求められる。
- 市町村は、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- 協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方については、本会議で引き続き検討する。

現行計画での主な記載

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(2) 今後の施策の目標等

① 今後の施策の目標

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

② 地域連携ネットワークの基本的仕組み

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

都道府県単位の協議会等合議体のあり方

中間とりまとめの記載	<p>2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進 (3) 市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組 ②都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市町村の地域連携ネットワークづくりを後押しするため、都道府県でも、家庭裁判所や、専門職団体、都道府県社会福祉協議会、当事者団体等との連携のしくみを構築する。○ この連携の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返りと意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う。 <p>なお、上記の取組を進めるため、都道府県単位の協議会等合議体のあり方について、本会議において引き続き検討する。</p>
現行計画での主な記載	<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 (5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割 ②都道府県</p> <ul style="list-style-type: none">○ 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。<ul style="list-style-type: none">・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。・ その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。

後見人等の持続可能な育成・支援体制の確保のための方策

(適切な役割分担に向けた担い手(市民後見人、法人後見、専門職後見人等)の基本的な役割等の更なる整理を含む)

中間とりまとめの記載	<p>3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化</p> <p>(2) 担い手の確保・育成等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行う。○ 併せて、限られた人員等のリソースを本人の適切な支援につなげるためには、役割分担等を関係者の間で認識することが重要であり、担い手の基本的な役割等の更なる整理が必要である。○ 上記を含め、専門職後見人を含めた後見人等の持続可能な育成・支援体制を確保するための方策について、本会議において引き続き検討を行う。
現行計画での主な記載	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>①今後の施策の目標</p> <p>イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。</p> <p>(b)担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none">○ 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

地域連携ネットワークが担う機能のあり方とその強化、中核機関のあり方 地域連携ネットワークにおける後見人等への支援及び家庭裁判所における後見人等への監督のあり方や、福祉・行政と司法との連携のあり方

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中間とりまとめの記載</p>	<p>1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針</p> <p>(4) 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関のあり方については、4 (1) ④の地域連携ネットワークの更なる機能強化と併せて検討を行うとともに、中核機関の具体的な機能を表現する名称も検討する。 <p>4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化</p> <p>(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化</p> <p>④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携ネットワークが担う機能のあり方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて検討する必要があることから、本会議において引き続き検討する。 ○ なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現行計画での主な記載</p>	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。 <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>①今後の施策の目標</p> <p>イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。</p> <p>(a)権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。 <p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <p>③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。 ○ 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。
- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 設置協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方

中間 の 記 載 の ま と め	<p>4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化</p> <p>(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化</p> <p>④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて、後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方、これに関する裁判所、中核機関、専門職団体、都道府県その他関係者・団体のそれぞれの性質・役割に応じた連携方法・役割分担のあり方も検討する。 ○ なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。
現 行 計 画 で の 主 な 記 載	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>②今後取り組むべきその他の重要施策</p> <p>ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がいない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。 ○ 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。 <p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 - 制度開始時・開始後における身上保護の充実 -</p> <p>①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。 ○ 後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。 <p>③利用開始後における柔軟な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。 ○ こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。 ○ 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。 ○ また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔軟な運用を可能とする方策を検討する。

- 成年後見制度の運用改善等ワーキング・グループ関係



適切な後見人等の選任・交代の推進

中間 の記 載と ま と	<p>2 適切な後見人等の選任・交代の推進等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 適切な後見人等の選任・交代の推進や報酬のあり方等について、既に様々な意見が出ているが、これらについては、課題等を十分に把握しつつ、本会議において引き続き検討する。
現 行 計 画 で の 主 な 記 載	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>① 今後の施策の目標</p> <p>ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。</p> <p>(a) 利用者に寄り添った運用</p> <ul style="list-style-type: none">○ こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する。 <p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 - 制度開始時・開始後における身上保護の充実 -</p> <p>② 後見人の選任における配慮</p> <ul style="list-style-type: none">○ 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。○ このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。○ 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。 <p>③ 利用開始後における柔軟な対応</p> <ul style="list-style-type: none">○ 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。○ こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。○ 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。○ また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔軟な運用を可能とする方策を検討する。

報酬のあり方等

中間 の記 載と ま と	2 適切な後見人等の選任・交代の推進等 ○ 適切な後見人等の選任・交代の推進や報酬のあり方等について、既に様々な意見が出ているが、これらについては、課題等を十分に把握しつつ、本会議において引き続き検討する。
現 行 計 画 で の 主 な 記 載	3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 (4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項 ② 制度の利用に係る費用等に係る助成 ○ 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の観点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。 ○ 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。